

# 平成26年度 事業計画書

公益財団法人真庭エスパス文化振興財団

# 平成26年度真庭市地域情報化施設事業計画書

## 1 施設の管理に関する基本方針

<p>魅力ある 施設のために</p>	<p>(魅力ある施設として、多くの住民等に利用されるためにどのような運営をしますか。)</p> <p>当財団では、真庭市地域情報化施設（以下、真庭ひかりネットワークという。）の設置目的が「地域情報の収集、発信による、情報格差の是正と市民の一体感の醸成を図り、もって地域社会の発展に寄与するための施設」であることを十分理解、認識のもと、18年余にわたる真庭市有線テレビの管理運営の実績とノウハウを最大限に活かして施設や機器を最良の状態に維持し、故障や障害のないメンテナンスを行い、それぞれが持つ機能を最大限に発揮する技術の習得を基本的な観点に置き、真庭市地域情報化施設の各種業務を全力で遂行します。</p> <p>1. 施設の保守・管理</p> <p>真庭ひかりネットワークは、同じ真庭市に住む市民同士の心を光ファイバーで結ぶ役割を担っています。年間を通して安定した放送と通信を確保するためには、確実な保守・管理を行うことがなにより重要です。</p> <p>[基本的な取組]</p> <p>(1) 広大な真庭市内の光ケーブル網や施設・設備の保守・管理は、放送・通信を良好に維持するための最重要課題です。真庭市の指導、協力を仰ぎながらNTT西日本岡山支店と保守管理契約を結び、信頼関係のもと適切な保守・管理に努めると共に、故障時等には迅速に対応します。</p> <p>(2) 真庭市地域情報化施設の設置及び管理に関する条例、同規則等関係法令を順守すると共に、利用者の意見を最大限尊重して公平・公正で平等な利用の確保と運営に努めます。</p> <p>(3) 真庭ひかりネットワークの加入者は約17,000件（告知、限定含む）であり、加入者の住所、氏名、口座情報等の顧客データは当財団が管理しています。これら顧客データを含む個人情報の保護については、当財団が制定している「個人情報保護規程」並びに関係法令に基づき、個人情報の収集、管理、利用及び提供の各段階で、個人情報を適正に取り扱います。</p> <p>(4) 地震や風水害等緊急事態における情報提供は「安全・安心のまちづくり」にとって、最も重要な手段であると認識しています。真庭ひかりネットワークの諸施設が被災した場合、災害対策活動マニュアルに沿った対応を行うと共に、NTT西日本岡山支店、市内指定工事店等と連携して早期復旧を図り、放送・通信による被災地支援を行います。</p>
------------------------	--

## 2. 真庭いきいきテレビの運営

真庭ひかりネットワークの機能のうち、真庭いきいきテレビは、市内の地域間に存在する情報・放送格差を無くし、一体感の醸成を図りながら、市民の皆さまが気軽に出演や情報提供をしたいと思える「市民みんなのまちのテレビ局」を目指します。

[基本的な取組]

- (1) 放送法等関係法令を遵守し、放送番組基準に基づき、公平・公正及び平等な放送を行います。
- (2) テレビジョン・デジタル放送は県内地上波7チャンネル、県外地上波1チャンネルの再放送を行い、市民に鮮明な画像を安定的に提供します。
- (3) 身近な話題を取り上げる地域のニュース番組「ほっ♡とまにわいどチャンネル」は真庭市内全域をバランスよく、きめ細かく取材し、「市民皆出演」を目標にさらなる充実を図ります。
- (4) 自主放送番組は、真庭市に住む人たちに、「農林業や観光情報」、「まちづくりに関する情報」、「行政情報」、「市議会情報」、「地域の歴史・文化活動情報」、「イベント情報」など様々な情報を提供し、「同じ『まち』に住む仲間」である事をより強く感じてもらえるよう、地域密着型番組の制作・放送に取り組みます。また、より多くの若者世代の市民に喜んでみてもらえるスポーツや音楽、バラエティ、市民が参加できる番組などを新たに企画します。
- (5) 交通規制や訃報等のお知らせ放送は、市民生活にとって有効かつ重要な情報提供手段です。的確に、そして正しく放送します。
- (6) サブチャンネルは当財団独自の番組編成とし、議会やイベント等の生中継、観光情報や生活関連情報、長時間番組等の放送を行います。特に、災害情報がリアルタイムで放送できるよう真庭市関係各課とも協議してこれを進めます。
- (7) 緊急テロップシステムを用いて、注意報・警報等の気象情報を遅滞なく市民に提供するとともに真庭市民に役立つ情報を的確に、そして正確に提供します。
- (8) データ放送は、自主放送番組で提供する情報を補完する機能であることから真庭市関係各課と協議して安定に運営します。

## 3. FMラジオ放送の運営

FMラジオ放送は、市内に点在する難聴地域の解消と停電時の情報伝達手段としての役割を担っています。現在実施している4放送を安定に提供するとともに、自主放送設備を活用して有効に活用します。

[基本的な取組]

- (1) 放送法等関係法令を遵守し、放送番組基準に基づき、公平・公正及び平等な放送を行います。
- (2) FMラジオ放送は、山陽放送、NHKラジオ第一、FM岡山、NHK-FMの再放送を行い、市民にクリアな音声を安定的に提供します。
- (3) FMラジオ自主放送は、停電時の告知放送の機能を補完するため、真庭市関係各課とも協議してこれを進めます。

	<p>4. 市内無料電話の運営</p> <p>通話による加入者同士のコミュニケーションを図るうえで、重要な施設です。NTT西日本岡山支店との保守管理契約により安定的な通話サービスと故障時の迅速な対応を行います。</p> <p>5. 運営全般</p> <p>関係法令・条例を遵守し、加入者の権利を守り、公平な運営に努めます。特に利用料金の徴収については、平等利用と平等納付の原則から「加入者管理システム」を活用し、滞納者整理を遅滞なく確実にを行います。苦情等に対しては、親切丁寧な対応を行います。</p>
住民等の意見反映	<p>(効率的な運営のため、住民等の意見をどのように取り入れますか。)</p> <p>より親しまれ、より愛されるテレビ局を目指し、加入者の意見や要望を次のような方法により積極的に募集し、施設の維持管理や番組制作に反映させます。</p> <p>1. 意見の収集</p> <p>(1) 真庭いきいきテレビで放送するニュース番組「ほっと♡まにわいどチャンネル」の中で真庭いきいきテレビのメールアドレス、電話番号を告知し、ホームページとあわせてテレビ画面を通じて積極的に意見や要望を募集します。</p> <p>(2) 真庭いきいきテレビのホームページを拡充し、意見や要望を募集します。</p> <p>(3) 番組モニター制度を充実し、番組に対する意見や要望を募集します。</p> <p>(4) 自主企画番組やニュース番組等の視聴頻度や評価、理由、番組で取り上げて欲しい関心事などについて細かく尋ねるアンケート調査を実施します。</p> <p>2. 意見の反映</p> <p>(1) 市民等からの要望や意見は番組制作において大変重要なものです。集められた要望や意見、アンケートの回答結果等は職員間で共有し、毎月行う番組編成会議で検証を行い、魅力ある番組づくりに活かし、加入者数の増加や視聴率の向上に反映させます。</p> <p>(2) 施設利用や放送に関する苦情等に対しては、相手の気持ちを尊重し、相手の意見をよく聞き、誠実に話し合いを持ち、相手の理解が得られるよう、親切丁寧な対応を行います。</p>
事業の広報	<p>(住民等への広報について記入してください。)</p> <p>真庭ひかりネットワークは真庭市全域、全市民を対象に事業実施していると共に、真庭いきいきテレビという映像による広報媒体機能を有しています。この真庭いきいきテレビの映像を主体として、事業の広報、視聴者（率）の増加、加入促進を図ります。</p>

	<p>1. 事業の広報、視聴者（率）の増加、加入促進</p> <p>(1) 実施した事業についてその概要や効果、課題を整理し、評価検討会議等において自己評価を実施するとともに以後の方針を決定、公表し実行します。また、当財団の定款では、年度単位で、期毎の経営全般や決算について公表するよう義務付けられており、真庭いきいきテレビやインターネット等を使いこれらを積極的に公表します。</p> <p>(2) 真庭いきいきテレビの自主企画番組を頻繁に視聴している視聴者（率）は平成24年度のアンケートでは約48%です。市民の意見や要望等を反映した魅力ある番組を制作・放送し、指定管理期間中にこれを50%を超えるよう視聴者（率）の増加に努めます。</p> <p>(3) 通常加入者獲得のために、組織を横断した加入促進プロジェクトチームを作り、限定・告知加入者の通常への区分の変更を働きかけています。平成26年1月から、真庭市総合政策課と協議の上で、加入金半額キャンペーンを実施しており、キャンペーン内容を周知するため、最も人口の多い落合地域の限定・告知加入者宅への戸別訪問を実施しています。キャンペーン期間中は200件増、指定管理期間中では通常加入者の加入率5%増を目指しています。</p> <p>(4) 久世のアルティマールイ店に設けているMITの広報ブースを引き続き運用します。</p> <p>(5) 真庭いきいきテレビのホームページを見やすい画面構成に拡充し、番組予告や過去の番組をご覧いただけるよう刷新するなどより多くの方々に見ていただけるよう改善し、加入促進につなげます。</p> <p>(6) 各年度に加入促進月間を設け、新規加入者への特典サービスを企画するなどして、呼びかけを強化します。</p>
<p>その他</p>	<p>(経費の節減の方策等、その他必要な事項があれば記載してください。)</p> <p>1. 真庭市の健全な発展への寄与</p> <p>当財団は平成7年のテレビくせ放送協会の開局以来行ってきたケーブルテレビ放送の高い公共性が認められ、平成24年4月に公益財団法人として認可を受けました。これまで同様に公共性の高い放送業務を行い、「真庭の公共放送＝真庭いきいきテレビ」として真庭市の健全な発展に寄与します。</p> <p>2. 経費の縮減と経営の安定化</p> <p>平成24年度から導入した利用料金制の効果は、「剰余金（利益）を自らの収入とすることができることから、収入の増加や経費の縮減を促進するインセンティブ効果が働き、指定管理者の自立的な経営努力が発揮できる」ことにあります。加入促進、滞納整理等を積極的に行い収入増を図ると共に、経常経費や支障移転工事費等の縮減を行い、経営の安定を図ります。</p> <p>3. 真庭市における経済効果の改善への寄与</p> <p>映像（TV）関連の支障移転や故障修理等について、市内指定工事店を十分に活用す</p>

る発注形態に見直し、経費の削減を目指します。あわせて、市内業者に業務を発注することにより、真庭市における経済効果の改善に寄与します。

#### 4. 真庭市のPR等への寄与

岡山県ケーブルテレビ振興協議会をはじめ、蒜山地域との民間交流が続いている高知県須崎市のよさこいネットなど、当財団がこれまで良好な関係を築き上げてきた他ケーブルテレビ局に番組を提供して、観光地・真庭を広くPRし、観光客増加に寄与します。

#### 5. 効果的なサービスの提供

接遇、関係法令、条例などについての職員研修会を年2回以上実施し、加入者の問い合わせや要望に素早く、親切に対応できる組織を目指します。移転、減免、利用休止などにおいて、条例をより深く理解し、様々な事案に素早く適切に対処できるよう努めます。また、報道制作課においては、撮影、編集、アナウンスなどの業務の中で一人一人が得意分野を持ちつつ、それぞれを高いレベルで行えるよう研鑽し、各種研修の中から必要な研修を選び、年3回～4回程度受講させます。職員の資質向上については達成度合いを定期的に評価し、組織全体のサービス向上につなげます。

#### 6. 個人情報の保護

個人情報の保護に関しては、当財団が制定している「公益財団法人真庭エスパス文化振興財団個人情報保護規程」並びに関係法令により、その管理には万全を期しています。また、基準に基づいたマニュアルを施設内に表示して職員の意識の統一を徹底しています。

- (1) 当財団内に『個人情報取扱責任者』を設置し万全を期します。
- (2) 指定管理者が知りうる個人情報は事業の目的以外の利用と持ち出しを禁止します。
- (3) 加入者データは、多数の個人情報を含んでいます。適正な利用と受理を行います。
- (4) 利用料金や加入者負担金の免除、減免等に必要手続きとそれに伴う加入者データ等の個人情報の取り扱いに関しては真庭市と十分な事前協議を行い対処します。
- (5) デジタルデータ等のパソコン等を介して扱う加入者データ等の個人情報の管理に関しては、セキュリティ対策を十分に行い、外部からの侵入に万全を期します。そうしたデータを扱う職員に対しては、個人情報の取り扱いに関する教育を行うと同時に、許可された以外の職員がむやみに閲覧や改変を行うことができない体制を整備します。
- (6) 紙などに記録された個人情報に関しては専用の保管場所を用意すると同時に持ち出しや盗難に対する備えを万全にします。
- (7) 職員教育を徹底すると同時に上記に違反した場合の罰則規定を設けて対応します。

## 7. 必要な人材の確保や異動の考え方

公益財団法人真庭エスパス文化振興財団では財団の設置目的達成のために優秀な人材の確保が重要と考え、「(公財) 真庭エスパス文化振興財団職員就業規定」に基づいて職員の採用を行っています。真庭市情報化施設の運営にあたっては、以下の方針で採用と適正配置を行っています。

### (1) 選考方法

職員採用に当たっては、これまでの実績をもとに、原則、公募により「選考基準」に示す要件を満たす人材を選考し、履歴書による書類選考及び作文・面接試験を経て決定します。

### (2) 選考基準

地域での雇用を創出、維持するため、真庭市内の人材であることを第一に、指定管理業務と財団設置目的に深い関心と理解を持ち、社会貢献的視点や、地域経済的視点を有するかどうかを基準に選考します。

### (3) 異動（適正配置）の考え方

職員が同部署に長期間所属することによる業務のマンネリ化を防止し、一人ひとりが能力を最大限発揮できるよう、職員の意欲・能力・実績を重視し、定期的な適材適所への配置と異動を行います。

## 8. 社会貢献活動、地域貢献活動への取組みについて

当財団はケーブルテレビ事業においては、平成7年のテレビくせ放送協会の設立以降、公共放送の役割を果たすべく、久世町、真庭市の産業、福祉、文化の発展に寄与してきました。今後も真庭市の文化振興を担う公益財団法人として、公共放送と文化振興を第一に、社会と地域に貢献していきます。

- (1) 真庭市内の小学校をはじめ各種団体の施設の見学等の希望を受け入れ、小中学校の職場体験学習に協力します。
- (2) 真庭市久世地域の青少年育成会議の一員として巡回補導等に参加し、地域の青少年の健全育成に寄与します。

## 9. その他

平成24年度に増築された局舎を活用し、来局舎一人一人を大切に、通常加入者の増加を目指します。

2 事業計画（平成26年度）

区分	内容
(1) 指定管理業務	<p>次の項目について記載してください。</p> <p>ア 施設及び設備の維持について</p> <p>これまで培った真庭市地域情報化施設の指定管理者としての経験と実績を生かし、故障や障害のないメンテナンスを行って施設や物品を最良の状態に維持し、真庭ひかりネットワークのサービスが安定にかつ継続的に提供できるよう維持管理します。</p> <p>(1) 音声告知放送機、市内無料電話、有線テレビジョン放送に関する故障が発生した場合、システムから担当職員にメールが発報されることになっており、365日、24時間体制で対応します。</p> <p>(2) NTT西日本岡山支店との「真庭ひかりネットワークIRU設備運用保守契約」及び「市内無料電話運用保守業務委託契約」、パナソニックシステムネットワークスとの取材・編集機器等の保守契約、NHKアイテックとの自主放送送出機器保守契約等に基づいて施設の適切な管理に努め、真庭いきいきテレビの業務を効率的に行います。施設設備の故障等が発生した場合には、迅速に原因を突き止め復旧できるよう努め、真庭市担当課とそれらについての情報を共有すべく連携します。</p> <p>(3) 映像（TV）関連の支障移転や故障修理等について指定工事店と平成24年6月に締結した業務委託契約を元に、市内指定工事店とさらに連携を深めて迅速な対応を図るとともに共栄を図ります。</p> <p>(4) 機器の障害発生に備え、真庭ひかりネットワークのFTTH監視システム及びサブセンターの停電監視システムを有効に活用します。</p> <p>(5) また、平成23年11月に開始した中波放送及びFM放送の再放送について適切に管理し安定的に運用します。</p> <p>イ 使用受付及び利用料金の収受について</p> <p>加入受付（利用者管理）及び利用料金の収受は、関係法令や真庭市の条例を遵守し、加入者の権利を守り公平な運営を行います。このために加入者管理システムを有効に活用し、正確に利用料金等を収受するとともに滞納が発生しないように努めます。</p> <p>なお、利用料金制導入後に発生した未納金については、条例に基づいて適正にその額を減少させるよう取り組むとともに、真庭市が収納していた利用料金制導入前の未納金についても、全額収納を目標に滞納整理に努めます。</p> <p>(1) 加入者管理は、加入申請、脱退、休止等加入者（利用者）に関する手続き及び承認等を関係条例等に基づき、公平・公正かつ平等に行います。</p> <p>(2) 加入から利用料金収納まで、利用料金制導入に伴って構築した「加入者管理システム」により、告知のみ加入者も含めて一元的に管理します。</p>



- (3) 加入者データには、加入者の住所、氏名、滞納、口座情報等の個人情報が多数含まれており、当財団の「個人情報保護規程」により、事業の目的以外の利用と持ち出しを禁止したり、セキュリティ対策を実施したりして適正に取り扱うと共に、「個人情報管理責任者」を定め、職員の教育を行って厳正に管理します。
- (4) 利用料金の徴収業務を確実に行うことは勿論、当財団の「会計処理規程」により、会計経理全般について正確に処理します。
- (5) 利用料金制導入による「インセンティブ効果」を最大限発揮し、収入増と経費削減を積極的に図ります。
- (6) 会計監査及び会計指導については、当財団が委託している会計事務所と当財団の監事2名により定期的に行います。

平成26年度 真庭ひかりネットワーク屋外・屋内映像工事等見込

	区分	年間件数	平均単価 (円)	工事費 (千円)
屋外設備	支障移転	156	90,000	14,040
	開通設備	3	200,000	7,200
	設備補修	144	60,000	8,640
	故障修理	30	25,000	750
屋外設備工事費合計		333	—	30,630
屋内設備	屋内設備	180	35,000	6,300
屋内設備工事費合計		180	35,000	6,300
映像設備	新規・移転等	240	17,500	4,200
	材料費	200	25,200	5,040
映像設備工事費合計		—	—	9,240
工事費合計		—	—	46,170

平成26年度 真庭ひかりネットワーク加入時負担金見込

	加入者数 (年度末目標)	加入時負担金 (千円)	収納率 (%)
新規通常加入	80	2,990	100%
限定→通常加入	60	1,440	100%
入居者個別加入	15	87	100%
新規限定加入	120	1,680	100%
合計	220	6,197	100%

平成26年度 真庭ひかりネットワーク有料加入者及び利用料金見込

年間利用料(千円)	目標収納率 (%)	年間利用料 (千円)
292,720	99%	289,792

平成26年度 MITCM放送料、番組制作料見込

項目	目標値(千円)	備考
CM放送料収入	3,000	
番組制作料収入	1,054	
合計	4,054	

ウ 管理運営における安全管理について

真庭市地域情報化施設は、市民に情報を伝えるインフラとして欠くことのできない基盤であるため、自然災害や人的災害、事故等の緊急事態に万全の態勢で備え、万一被災した場合には早期復旧させるとともに、市民に対して正確な情報を提供します。

- (1) 大地震等の大災害が発生した場合は、その機能の維持と復旧のため必要な体制をとり、施設が被災した場合には、「災害対策活動マニュアル」に沿って対応すると共に、保守契約を締結しているNTT西日本等と協力して早期復旧し、被災地支援を行います。
- (2) 警報などの発令に応じて、統括責任者、副統括責任者を中心に、報道制作課、保守管理課を横断した警戒・特別警戒・非常体制等の体制をとり、状況に即応します
- (3) 大地震等の大災害が発生した場合にあっても最大限、自主放送機能を維持し、真庭市と報道協定等を締結して被災地等の市民に対し正確な情報を提供します。

エ その他必要な事項

1 真庭市全域の有線テレビジョン放送に関する業務

[再放送業務]

- (1) 各放送局から得ている再放送同意の有効期限切れに注意し、失効することのないよう取り組むとともに良好な関係を継続します。

[番組企画業務]

- (1) 地域のイベント等はコミュニティの原点であり、丁寧に取材することで地域の市民が出来るだけ多く画面に登場するよう企画します。
- (2) 地元企業等のCM企画については、出稿を計画している企業の情報を収集し、連絡を取りながら、より使いやすいCM放送環境を企画します。
- (3) 行政情報に関する企画は、真庭市等と密接に連携し、行政情報を積極的に放送するよう企画し、市民にわかりやすい放送を心がけます。
- (4) 上記3点を基本に、さまざまな情報を、きめ細かく、バランス良く放送できるよう番組を企画します。

[番組制作業務]

- (1) ニュース番組の制作は、行政情報や地域の祭りやイベントなどをバランス良く、きめ細かく取材し放送します。また、学校、保育園、幼稚園活動も積極的に取材し放送します。併せて、市民参加を促進することを目的に加入者が撮影したビデオを募集し放送する取組みを強化します。
- (2) 企画番組の制作は、さまざまな情報を、きめ細かく、バランス良く放送できるよう番組を制作します。特に、文化的行事やスポーツ行事、講演会などをこれまで以上に積極的に取材して放送します。また、岡山県ケーブルテレビ振興協議会や美作地域5局のケーブルテレビ局による連携などを活用しながらより幅広い情報の提供に努めます。
- (3) 地元企業などのCM制作に関しては、平成23年度からCM放送料金を値下げしています。指定期間中もより使いやすいCM放送環境を提供します。
- (4) 行政情報に関する番組制作は、真庭市等と密接に連携し、行政情報を積極的に取材して放送します。市役所通信等の時間を活用して、適切な時期に情報が伝わるよう心がけるとともに、市民にわかりやすい番組制作を心がけます。
- (5) 平成26年度は、ニュース番組は、1週当たりの総放送時間を150分以上とし、ニュース項目は年間2,000本を目標とします。
- (6) 自主企画番組は、年間250本程度を目標として制作します。
- (7) データ放送は、真庭市と協働して、市ほか官公署・公民館等のお知らせ、福祉情報、地域安全情報等が継続的に適切に提供できるようにします。
- (8) 緊急テロップは、注意報・警報等の気象情報を遅滞なく市民に提供するとともに真庭市民に役立つ情報を的確に、そして正確に提供します。

[番組送出業務]

- (1) 放送スケジュールは、前月の前半をめぐりに作成しており、引き続き計画的な放送を行います。
- (2) 番組送出の管理に関しては担当者を配置し、各番組の放送時間を勘案した適正且つ確実な番組送出スケジュール管理に努めます。

[運行管理業務]

- (1) メインチャンネルは、HD画質の放送とし、ニュース番組、自主企画番組を中心に編成した放送を行います。
- (2) サブチャンネルは、SD画質の放送とし、真庭市議会をはじめとする生中継放送や岡山県ケーブルテレビ振興協議会の共同制作による岡山県議会の中継放送、講演会や各種イベントなど長時間にわたるもので、メインチャンネルでは対応しきれない番組を放

	<p>送します。平成25年度はM I Tで過去に制作した番組の再放送や、真庭市議会、勝山祭り喧嘩だんじりの生中継放送を行うとともに、岡山県議会や岡山県内の著名な祭りの中継放送を実施しました。また、災害放送などは、このチャンネルを使用して放送することとしますが、緊急の場合には、メインチャンネルも使用します。</p> <p>(3) 電子番組表、送出プログラム等は、担当者が制作したものが自動で運行されており、人的なミス等が発生しないよう複数の職員によるチェック等を励行します。</p> <p>2 有線ラジオ放送サービスに関する業務</p> <p>ラジオ放送の難聴エリアの救済と、停電時の情報伝達手段の確保のために実施しているFMラジオ放送は、引き続き安定に運用するとともに、自主放送について、真庭市と協議してそのありようを決定し実行します。</p> <p>3 市内無料 I P 電話サービスに関する業務</p> <p>市内無料 I P 電話は、通話による通話者同士のコミュニケーションを図るうえで、重要な施設です。N T T西日本岡山支店との保守管理契約により安定的な通話サービスを提供します。</p> <p>4 許可申請・届出・報告等に関する業務</p> <p>真庭市及び諸官庁に対する許可申請や報告等に関しては、遅滞なく行います。</p> <p>5 真庭市有線テレビ放送番組審議会に関する業務</p> <p>真庭市有線テレビ放送番組審議会の開催に当たっては、業務の実施者として真庭市の補助をします。</p>	
(2) 自主事業	内容	実施回数
	<p>自主事業（収益事業）を実施し、指定管理業務の経営の安定を図ることは大変重要なことです。このため、たとえば、有料多チャンネル（CS放送）や真庭いきいきテレビで実現可能な事業について市場調査を含めて研究、検討していきます。</p>	

### 3 人員体制

#### (2) 人員の配置

##### 1) 指定管理業務の責任者

指定管理業務を実施するにあたり、指定管理業務の全般においてその業務を統括する統括責任者として選任した1名、統括責任者を補佐し、保守管理部門と報道制作部門を統括する副統括責任者として選任した2名を25年度に引き続き配置します。

##### 2) 人員の配置

指定管理業務は、報道制作課、保守管理課の組織体制で実施します。報道制作課は、放送業務全般を所掌し、10名を配置します。保守管理課は、予算管理、利用料金収納事務、施設の維持管理、加入者管理、故障等の受付および復旧業務を所掌し、6名を配置します。

##### 3) 法令の遵守

職場環境の維持及び勤務形態については労働基準法を遵守します。

#### 人員体制表

期間区分	4月1日～3月31日（報道制作課）年中無休			
常勤配置人員	業務開始時刻	9：00	交代制	1日の平均勤務人員 約6名
	業務終了時刻	18：00	正職員 9名 嘱託 1名	

期間区分	4月1日～3月31日（保守管理課）年中無休			
	業務開始時刻	9：00	交代制	1日の平均勤務人員 約4名
	業務終了時刻	18：00	正職員 3名 嘱託 3名	

# 平成26年度真庭市久世エスパスセンター事業計画書

## 1 施設の管理に関する基本方針

<p>魅力ある 施設のために</p>	<p>(魅力ある施設として、多くの住民等に利用されるためにどのような運営をしますか。)</p> <p>1.真庭市久世エスパスセンター</p> <p>(1) 施設の設置目的や施設の役割、運営方針</p> <p>条例に規定されている真庭市久世エスパスセンターの設置目的、および、平成24年6月27日に施行された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）」の趣旨に則って、真庭市における情報格差の是正と、市民の一体感の醸成を図るとともに、文化の薫り豊かな潤いと活力ある地域社会の創造と発展に寄与する運営を行います。</p> <p>(2) 施設及び設備の維持管理の基本方針</p> <p>施設・設備の維持管理に関しては、市民に安全・安心に利用してもらうため、日々の巡視点検を行います。音響、照明設備等は、専門業者に保守点検業務を委託し、故障や障害の発生の予防に努めるとともに、機能を最大限に発揮できるよう保守します。また、関係法令に基づく法定検査を行います。修繕は、仕様書に基づいて適切に対応します。</p> <p>また、清潔な管理運営を心がけ、快適な施設を提供するとともに、美観を維持し、施設を健全に保ちます。</p> <p>(3) 事業実施の考え方</p> <p>施設の設置目的を達成し、かつ魅力ある施設であるため、老若男女、また障害の有無に関係なく利用されるよう公平な事業を提供します。</p> <p>実施する芸術文化事業は、「芸術文化鑑賞事業」「芸術文化普及・支援事業」「芸術文化育成事業」を3本柱と位置づけ、真庭市の文化振興に寄与します。</p> <p>また、市民の要望の高いものや提案される企画等については、その意義や効果を十分に検討し、これらに応えられるよう取り組みます。</p> <p>(別紙：真庭市久世エスパスセンター実施事業計画書参照)</p> <p>「芸術文化鑑賞事業」は、以下の基本方針に沿って実施します。</p> <p>① 芸術性に優れた公演事業</p> <p>様々なジャンルの団体や個人を招聘して質の高い公演を開催し、市民に優れた芸術文化に触れる機会を提供します。また、真庭市の芸術文化の向上を図るため、クラシック、ポピュラー、ジャズ等の音楽公演を主体に、幅広い市民層を対象とした参加しやすい公演を企画します。</p>
------------------------	---

## ② アウトリーチ事業

センターがある久世地域まで足を運びにくい市民等のため、真庭市内の施設等と協働してそれぞれに出向き、質の高い芸術文化事業を提供するアウトリーチ事業を実施します。

平成26年度は、湯原温泉ミュージアムでの公演を実施します。

## ③ 子ども・青少年対象事業

子ども・青少年を対象とした気軽に芸術に親しむことができる公演等を開催します。本格的なホールでの芸術を体験することにより、子供たちの芸術に対する興味を喚起し、心豊かな情操を育むことを目的とした事業を実施します。

平成26年度も、NHK教育番組で有名なたにぞうさんを招聘し、2日間にわたるコンサートを実施します。

また、平成26年度は、財団法人地域創造の公共ホール音楽活性化事業（おんかつ）の助成を受けることが決定しており、クラシックコンサート（1回）と、学校や福祉施設でのミニコンサートやワークショップなどを開催します。

こうした事業は、今後はその対象を真庭市全域に広げることを検討し、より効果的な事業に心がけます。

## ④ 映画上映

真庭市には映画館はなく、アンケート調査等でも要望が高い映画に関しては、現在の機材では上映を継続することができなくなっています。このため、平成26年度は機材のレンタル料を含んだ契約に変更し、上映の継続を計画しています。また、今年度からゴールデンウィークの映画祭を取りやめ、定期的な上映する方式に変更します。

## ⑤ 補助金・助成金等の活用

財団法人自治総合センターや財団法人地域創造等が行っている各種の補助金や助成金の獲得に取り組み、質の高い芸術文化を安価に市民に提供することを目指します。平成26年度は、地域創造事業の助成事業を実施します。

## 「芸術文化普及・支援事業」

「芸術文化普及・支援事業」は、以下の基本方針に沿って実施します。

### ① 芸術文化活動の支援

市内に拠点を置くさまざまな団体等にやりがいや満足感を感じてもらい、芸術文化活動の継続や発展に繋げることを目的に、主催・共催・後援等による適切な支援を行い、本格的な音響・照明のステージ等を提供する公演や作品発表機会を提供します。また、こうした団体等と協働して公演や作品発表の運営を行うなど、より親しみやすい施設を目指します。

これまでも真庭市出身のアーティストを支援するコンサートを開催してきましたが、平成26年度は、蒜山出身の泉沙世子さんを含む岡山県出身者によるコンサートを実行委員会との共催により開催することとします。

② 子ども、福祉施設等への支援

市内の子ども、福祉施設等に対してアウトリーチ事業やワークショップ等が提供できるよう取り組みます。

このために、財団が運営する混声合唱団や管弦楽団による活動の可否を検討するとともに、平成26年度に実施する財団法人地域創造の「おんかつ」などを活用して財団内でコーディネーターの養成に取り組むこととします。

「芸術文化育成事業」

「芸術文化育成事業」は、以下の基本方針に沿って実施します。

① 管弦楽団・教室等の運営

真庭市の芸術文化水準をさらに向上させるための基盤づくりとして、積極的に人材育成に取り組みます。管弦楽団や少年少女合唱団、混声合唱団、第九合唱団などの合唱団を運営し、育成事業の成果の発表の場としての演奏会を開催し芸術文化育成に資する活動を支援します。また、技術向上を目的に、財団が選任する専門の講師が指導するヴァイオリン・ヴィオラ教室、コントラバス教室、和太鼓クラブなど各種の教室を開催します。

平成25年度は、新たな試みとして、クラシックに対する理解を深めてもらうためのワークショップ「おしゃべりクラシック」や、合唱、和太鼓、弦楽器を体験し、音楽文化の向上を目指した「オリジナルスフェスタ2014」を開催しました。今年度も引き続き開催します。

また、団員が地域に出かけ、音楽に触れてもらう機会を積極的に設けます。平成26年度は、管弦楽団が矢掛町の「矢掛ふれあい音楽祭」にゲスト出演することが決まっています。

2. 旧遷喬尋常小学校

(1) 施設の設置目的や施設の役割、運営方針

国指定の重要文化財である旧遷喬尋常小学校を、文化財保護法の目的に沿って維持、保存し、公開するとともに活用していきます。

(2) 施設の維持管理

施設の維持、保存及び見学者の安全管理のため、開館時間中は、旧遷喬尋常小学校の管理を担当職務とする職員を配置し、日常の点検、清掃等を行います。

毎月一回、ボランティアの協力を得て行っている清掃等の活動「大掃除の時間」を継続して実施し、参加者の文化財保護の観点の定着・育成に役立てます。

重要文化財のため修繕の必要箇所等が生じた場合は、市の文化財担当者と協議し、適切に対処します。



### (3) 一般見学のための公開

旧遷喬尋常小学校ボランティアクラブの協力により、見学者等への案内や解説を行い重要文化財の歴史や建築様式等を伝え、その魅力に触れていただきます。また、市外からのバスツアーなどにも対応していきます。

### 3. 安定的な運営への取組

指定管理業務を安定的に実施し、かつ、良質な芸術文化事業を継続的に多くの市民に提供していくための運営を行います。

- (1) 芸術文化事業を継続的に安定に運営していくため、各種の補助金等の活用に取り組めます。
- (2) チケットの販売活動を強化して入場者の増を図り、各事業の安定的な運営の一助とします。
- (3) チケットの優先販売や割引サービス、プレゼントコンサート等の特典がある「ホールクラブ会員」を募集し、入場者の増を図り、各事業の安定的な運営の一助とします。また、新たに法人会員制度を設け新たな会員の獲得に努めます。
- (4) 主催する事業のチケット料金は、公共ホールの使命に沿って適切に設定し、市民が芸術文化に触れやすい環境を提供します。

### 4. サービス向上及び利用促進のための取組

サービスの向上と利用促進のため、以下の基本方針を持って業務に取り組めます。

- (1) 当財団は、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること」を主たる目的としており、誰に対しても公平・平等な管理運営を行っていきます。
- (2) 施設の利用促進を図るため、利用者の立場に立った、親切丁寧な接遇を心がけます。このため、職員に真庭市や専門機関等が開催する研修等やマナー研修、音響照明の技術研修等を継続して受講させてスキルアップを図ります。
- (3) ホームページ等により施設の利用促進を図るとともに、使用申請書等をホームページで提供し利用者へのサービス向上に努めます。
- (4) 施設使用に関しては、現在の予約管理システムから真庭市が進めている市内の公共施設の予約管理システムへの移行に適切に対応し、適切かつ効率的な運営を行います。

### 5. 事業評価

事業実施に際しては、あらかじめ事業計画を作成し、事後にはその評価を行います。また、お客様からいただいたアンケート等を基にPDCAのサイクルを取り入れます。これらの結果等については、真庭市と協議を行い、その協議内容を尊重して以降の計画を策定します。こうして策定する計画は、財団理事会、評議員会に諮って決定し、より良い事業運営に繋がります。

また、こうした事業評価や決算の状況は、ホームページ等を通じて公開します。

<p>住民等の意見反映</p>	<p>(効率的な運営のため、住民等の意見をどのように取り入れますか。)</p> <p>1. 住民等の意見の反映</p> <p>以下の基本方針に基づいて住民等の意見を反映します。</p> <p>(1) 「ご意見箱」を設置し、寄せられた「お客様の声」に対しては、速やかに内容を確認し、必要な対策を検討し実施します。</p> <p>(2) 芸術文化事業に関する事業評価を行うとともに、アンケートを行って利用者のニーズを把握し、芸術文化事業を検討します。</p> <p>(3) 利用者からの苦情等は受付簿等に記録し、その内容を精査するとともに職員間でその情報を共有し、お客様に満足していただけることを追求します。</p>
<p>事業の広報</p>	<p>(住民等への広報について記入してください。)</p> <p>1. 事業の広報</p> <p>公益法人として、以下の広報活動に取り組みます。</p> <p>(1) 財団が発行している「エスパス広報紙」を毎月市内全戸に配布し、最新の情報を提供します。</p> <p>(2) 県内施設、学校等に、毎月スケジュールや文化事業の広報を行います。</p> <p>(3) ホームページやフェイスブックを活用して情報提供を行います。</p> <p>(4) 真庭いきいきテレビを活用し、番組やCMによる広報を行います。</p> <p>(5) 市内各地にポスターを掲示し、PR活動を行うとともに、市外の主要な場所等へチラシやポスターを配布し事業を広報します。</p> <p>(6) 各メディアに情報を提供します。</p> <p>(7) 「真庭市久世エスパスセンター」、「旧遷喬尋常小学校」の知名度を高めるため、パンフレットを配布する等により積極的な広報活動を行います。</p> <p>2. 情報の収集と発信</p> <p>情報の発信基地として、エスパスホワイエに、県内各地域のチラシ・ポスターなどを設置し、利用者が観光やイベント等の情報を得られるようにします。</p>
<p>その他</p>	<p>(経費の節減の方策等、その他必要な事項があれば記載してください。)</p> <p>1. 経費の節減</p> <p>指定管理業務を行うに当たり、以下の方針を持って管理運営にあたり、経費を節減するよう取り組みます。</p> <p>(1) 事業を行う上での出演料等の総額は、良質な芸術文化を提供するという観点から原則として削減の対象とはしませんが、個別の事業における出演料等については、交渉等によりできる限り安価になるよう努力します。</p> <p>(2) 事務の効率化に取り組み、経費の抑制を図ります。</p> <p>(3) 当財団の理事の報酬は、定款にその額及び支給する額の総額を定め、岡山県の認可を受けて決定しており、その定めに沿って適正に取り扱います。</p> <p>(4) 外部に委託する業務については、原則入札によって決定することにより経費の削減を図ります。</p>

- (5) 組織内に省エネ推進委員を置き、エネルギー使用量の低減に努めます。毎月のエネルギー使用量をチェックし適切に管理します。
- (6) 電気の使用を抑えるため、デマンド監視装置を設置しており、引き続き節電に努めます。
- (7) 当財団は、アースキーパーの会員です。冷暖房の温度設定や、照明の消灯、コピー用紙の再利用や使用料の削減に取り組んでいきます。

## 2. 諸規程の整備

諸規程の整備について、以下の基本方針を持って取り組みます。

- (1) 各種法律等の変更に合わせて、当財団の規程を整備します。
- (2) 施設の管理運営に係る各種規程等に従い運営をおこないますが、市民のニーズに合わせた運営方法が良いと判断される場合、市と協議を経て運営方法を検討し要領等を見直します。

## 3. 個人情報の保護

個人情報の管理について、真庭市個人情報保護条例を遵守すると共に、当財団が制定している「公益財団法人真庭エスパス文化振興財団個人情報保護規程」並びに関係法令に則り適切な取扱いを職員に徹底します。

- (1) 当財団内に『個人情報管理責任者』を設置し万全を期します。
- (2) 施設の利用者や管弦楽団員、合唱団員等のデータは、多数の個人情報を含んでいるため、適正に受理し利用します。また、これらの個人情報は事業の目的以外の利用と持ち出しを禁止します。
- (3) 利用料金や施設使用料金の免除、減免等に必要な手続きとそれに伴う個人情報等の取り扱いに関しては真庭市と十分な事前協議を行い対処します。
- (4) デジタルデータ等のパソコン等を介して扱う個人情報の管理に関しては、セキュリティ対策を十分に行い、外部からの侵入に万全を期します。そうしたデータは、許可された以外の職員がむやみに閲覧や改変を行うことができない体制を整備します。
- (5) 紙などに記録された個人情報に関しては専用の保管場所を用意すると同時に持ち出しや盗難に対する備えを万全にします。
- (6) 職員教育を徹底すると同時に上記に違反した場合の罰則規程を設けて対応します。

## 4. 安全管理と危機管理

施設や利用者の安全管理と万が一の場合の危機管理について、以下の基本方針を持って取り組みます。

- (1) 積雪時には、スリップ、落雪等による人的被害を防止します。

- (2) 地震や風水害のような自然災害だけでなく、火災・爆発のような人為災害を未然に防ぐため、警備体制及び緊急時の体制、対策、防災等の「災害対策活動マニュアル」を作成します。
- (3) 職員は、「災害対策活動マニュアル」を熟知するとともに定期的に避難訓練を実施するなど万一の事態への備えを万全にします。
- (4) 真庭市久世エスパセンターは、真庭市の避難所に指定されています。対象地域の住民に避難勧告等が発令された場合に備え、関係部局との連携、協議を密に行い、万一に備えます。
- (5) 防火対象物の甲種防火管理者の資格を持った職員により年間防災計画を立て、避難訓練、AED研修会、消防自主点検等を実施します。
- (6) インフルエンザ等の伝染病が流行する時期には、消毒液の設置や手洗い場への貼り紙等により蔓延の防止を徹底します。
- (7) 安全運転管理者を置き、安全運転を職員に徹底させます。

#### 5. 社会貢献

以下の基本方針に基づいて、社会貢献に取り組みます。

- (1) 当財団は、社会に資することを目的として、設立された非営利団体です。芸術文化事業を市民に提供し、社会貢献に努めます。
- (2) 真庭市の各学校の職場体験や社会見学などは積極的に受け入れます。

2 事業計画(平成26年度)

区分	内容																																																				
(1) 指定管理業務	<p>次の項目について記載してください。</p> <p>ア 施設及び設備の維持について</p> <p>職員による対応は、以下のとおり実施します。</p> <p>(1) 施設の経年劣化を適切に把握するために、職員による日常点検を実施します。完成から17年が経過しており、修繕箇所が増加しています。特に雨漏りは、職員で確認、対応等するとともに、設備、機器の点検、保守には注意を払って善良な管理を行っていきます。</p> <p>(2) 軽微な修繕等は、実施可能なものは自前で行い経費の削減に繋がります。</p> <p>(3) 清潔な施設であるよう、職員が草取りや落ち葉等の施設内掃除、館内清掃などに毎朝、取り組みます。樹木等、芝生などの手入れも職員で行うことは行っていきます。</p> <p>専門業者による施設、設備の維持は、以下のとおり実施します。</p> <p>(1) 専門業者により館内カーペット等のスチーム清掃など特殊清掃、外灯やガラス等の清掃を行います。</p> <p>(2) 特定建築物維持管理、電気保安設備、消防設備、ホールの舞台機構、調光設備、音響設備、自動ドア、冷暖房設備、エレベーターの点検等の特殊業務は、専門業者に委託し、維持管理に努めます。</p> <p>《設備毎の専門業者による点検スケジュール》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">年間の回数</th> <th style="width: 30%;">実施時期</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>館内清掃</td> <td>12回</td> <td>毎月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ねずみ等生息調査</td> <td>12回</td> <td>毎月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気環境測定</td> <td>6回</td> <td>奇数月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気設備保安点検</td> <td>12回</td> <td>毎月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気設備定期点検</td> <td>1回</td> <td>随時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防設備点検</td> <td>2回</td> <td>7月・1月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舞台設備点検</td> <td>3回</td> <td>7月・11月・3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舞台照明点検</td> <td>1回</td> <td>7月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舞台音響点検</td> <td>1回</td> <td>10月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動ドア点検</td> <td>2回</td> <td>5月・11月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷暖房等設備点検</td> <td>4回</td> <td>5月・8月・10月・2月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター点検</td> <td>4回</td> <td>4月・7月・10月・1月</td> <td>遠隔監視のメンテナンスは毎月</td> </tr> </tbody> </table>		年間の回数	実施時期	備考	館内清掃	12回	毎月		ねずみ等生息調査	12回	毎月		空気環境測定	6回	奇数月		電気設備保安点検	12回	毎月		電気設備定期点検	1回	随時		消防設備点検	2回	7月・1月		舞台設備点検	3回	7月・11月・3月		舞台照明点検	1回	7月		舞台音響点検	1回	10月		自動ドア点検	2回	5月・11月		冷暖房等設備点検	4回	5月・8月・10月・2月		エレベーター点検	4回	4月・7月・10月・1月	遠隔監視のメンテナンスは毎月
	年間の回数	実施時期	備考																																																		
館内清掃	12回	毎月																																																			
ねずみ等生息調査	12回	毎月																																																			
空気環境測定	6回	奇数月																																																			
電気設備保安点検	12回	毎月																																																			
電気設備定期点検	1回	随時																																																			
消防設備点検	2回	7月・1月																																																			
舞台設備点検	3回	7月・11月・3月																																																			
舞台照明点検	1回	7月																																																			
舞台音響点検	1回	10月																																																			
自動ドア点検	2回	5月・11月																																																			
冷暖房等設備点検	4回	5月・8月・10月・2月																																																			
エレベーター点検	4回	4月・7月・10月・1月	遠隔監視のメンテナンスは毎月																																																		

イ 使用受付及び利用料金の収受について

施設の使用の受付や利用料金の収受は、以下のとおり行います。

- (1) 利用料は市条例に従い、未納が発生しないように努めます。また条例に従い減免措置を行います。
- (2) 施設使用管理は、専用の管理システムを導入していますが、真庭市が進めている公共施設の予約管理システムへの移行が行われる場合には、これに適切に対応し、施設を適切かつ効率的に運営します。
- (3) パンフレット、ホームページ等により施設の情報を提供します。「施設使用申請書」は、窓口だけでなくホームページでも提供し、利用者へのサービスに努めます。

ウ 管理運営における安全管理について

真庭市久世エスパスセンターの管理運営、安全管理については、施設の管理に関する基本方針のその他の項の「4. 安全管理と危機管理」に定めるとおり実施するとともに、避難訓練等については次のように年度計画を策定し、確実に取り組みます。

《避難訓練等の年間スケジュール》

	年間の回数	実施時期	備考
消防(避難)訓練	2回	火災予防週間の前後	
消防自主点検	4回	4月・7月・10月・1月	
AED研修会	1回	随時	
交通安全研修会	1回	6月	

エ その他必要な事項

公益財団法人は、安定的、継続的に事業を実施するため、「経理的基礎」を有することが必要とされており、役員が財産の管理、運用について適切に関与し、税理士等の経理事務の精通者による情報開示が求められています。このため、当財団では、経理等に関係する職員が、税理士の指導を受けながら適切に会計処理を行い、役員が財産の管理、運用に適切に関与し、かつ、10年以上の経験年数がある税理士に会計指導と税務申告を委託します。また、その情報は適切に開示します。

また、施設の貸与に関しては、貸出のみのサービスから一歩進んだ音響・照明等の技術提供を行います。お客様の立場に立って、親切丁寧な説明を心がけ、使用内容に適した舞台や各種部屋の使用方法を提供します。そのために職員は、接客研修、音響照明の技術研修等に参加しレベルアップを図ります。また、管理職以上の職員は、「問題解決のためのスキルアップ研修」や「経営研修会」等の業務管理や経営等に関する研修等を積極的に受講します。

(2) 自主事業	内容	実施回数
<p>コーヒーショップ (花水木) の運営</p>	<p>真庭市久世エスパスセンター内で、センターに足を運ばれるお客様に憩いの場を提供するため、「喫茶花水木」を運営します。</p> <p>通常の喫茶業務に加え、年数回の自主企画による事業を開催します。</p> <p>また、地域の愛好者が集える場所になるよう、毎月一回、歌声喫茶の会場として花水木を提供します。</p> <p>なお、自主事業の収益は、芸術文化事業（指定管理業務）に充当します。（以下の自主事業も同様とします。）</p> <p>カラオケパーティ ビアガーデン 宮坂流コンサート</p>	<p>5月 1回 8月 1回 2月 1回</p>
<p>なつかしの給食事業</p>	<p>旧遷喬尋常小学校を使用して、「なつかしの学校給食」を開催します。現在は、地域を盛り上げていこうと結成されたグループ、「まにワッショイ」の協力を得て給食を提供しています。調理には、かつて実際に給食を作っていた人たちがあたり、当時のメニューを再現します。</p> <p>大変好評を博しており、平成25年度は開催期間中に約1,200食を提供しました。最近では、旅行会社による給食を食べるバスツアーも企画されるようになり人気の企画となっているため、平成26年度は、旅行会社向けの平日限定のパッケージメニューも新たに設定し、提供することとします。</p>	<p>4月・5月・6月・10月・11月の土曜、日曜、祝日 約50回</p>
<p>フリーマーケット</p>	<p>賑わいの施設となるよう、市民の声も取り入れて始めました。平成12年から継続して開催しており、毎回70区画程度が出店する人気の高い企画のため、引き続き開催します。</p>	<p>5月・9月・2月 3回</p>
<p>自動販売機</p>	<p>真庭市久世エスパスセンター入り口付近と自動販売機・電話コーナーに設置している自動販売機の売り上げの一部（5%）を手数料として収納します。</p>	<p>随時</p>

### 3 人員体制表

(真庭市久世エスパセンター)

期間区分	4 月 1 日 ~ 3 月 3 1 日		
常勤配置人員	業務開始時刻	9 : 0 0	6 人 (1 日平均 4. 8 人)
	業務終了時刻	1 8 : 0 0	
夜間配置人員	業務開始時刻	1 3 : 0 0	1 人 (1 日平均 1 人)
	業務終了時刻	2 2 : 0 0 <small>(夜間の使用がない場合には、職員の夜間配置はせず、常勤配置に組み入れる)</small>	
非常勤配置人員	業務開始時刻	:	人
	業務終了時刻	:	
非常勤の勤務体制 (具体的に記入)			

(旧遷喬尋常小学校)

期間区分	4 月 1 日 ~ 3 月 3 1 日		
常勤配置人員	業務開始時刻	:	人
	業務終了時刻	:	
非常勤配置人員	業務開始時刻	9 : 0 0	2 人 (1 日平均 1 人)
	業務終了時刻	1 8 : 0 0	
非常勤の勤務体制 (具体的に記入)	非常勤職員は月曜日、火曜日、木曜日、金曜日の平日勤務をする旧遷喬管理人Aと、土曜日、日曜日、祝祭日勤務とする旧遷喬管理人Bの2名を配置する		



## 平成26年度真庭市立久世図書館事業計画書

### 1 施設の管理に関する基本方針

<p>魅力ある 施設のために</p>	<p>(魅力ある施設として、多くの住民等に利用されるためにどのような運営をしますか。)</p> <p>1. 施設の保守・管理</p> <p>利用者の「読みたい」「知りたい」「調べたい」という知的欲求に応える場として、資料の収集・保存、読書環境の整備、また登録者の個人情報の管理に努め適正に取り扱います。</p> <p>2. 図書館の運営</p> <p>真庭市立図書館は、利用者一人ひとりの「生きがい」や「楽しみ」のきっかけを見つける場所、また人々の交流の場所となるため行事の充実に努めます。さらに、多くの子どもたちの自主的な読書習慣形成に努めます。</p> <p>(1) 真庭市の図書館・図書室の中心的役割を担う図書館として他館・室との資料の相互利用をより推進すると共に、サービスの統括・向上に取り組みます。</p> <p>(2) 県立図書館の協力支援、県内図書館相互協力を活用し、多様な情報社会に即したサービスの充実に努めます。</p> <p>(3) 開かれた図書館として、幼児から高齢者まですべての人々の生涯学習の場として、図書館の情報化の推進に努めます。</p> <p>(4) 館内にとどまらず、地域の中に読書拠点を作っていけるよう図書室・学校図書館・教育機関・病院等各施設とのさらなる連携を図ります。</p> <p>(5) 児童の読書意欲と読書習慣の形成のために資料の収集・環境の整備に努めます。その一環として今年度も久世地区内幼・小・中学校への配本、市内学校やボランティア団体等への団体貸出を実施します。また、夏休みを利用し子どもボランティア活動事業も引き続き行い子どもの図書館への活動参加に努めます。</p> <p>(6) 毎年の恒例行事の充実に加え、新しい行事への挑戦、また春・秋の読書週間に即した行事(真庭市全図書館・室参加)を計画します。</p> <p>(7) 館内お話し室を読書会等の市民活動に有効利用します。また、蔵書整理・絵本読みかせボランティアの活動を継続し、業務の円滑化を図るとともに市民の社会参加を応援します。</p>
<p>住民等の意見反映</p>	<p>(効率的な運営のため、住民等の意見をどのように取り入れますか。)</p> <p>1. 意見の収集</p> <p>「おたよりボックス」の設置・図書館行事後の参加者アンケートを行いご意見やご要望を募集します。ボランティア参加者の声を聴く会も引き続き開催していきます。図書館協議会での会員の声も取り入れていきます。そして幅広いニーズに応じていきます。</p>

	<p>2. 意見の反映</p> <p>ご意見やご要望・アンケートの回答結果等は職員間で共有し、寄せられたご意見に関しては図書館だより等で対応の報告をします。</p>
事業の広報	<p>(住民等への広報について記入してください。)</p> <p>毎月の行事、話題の書籍や新しく入った書籍の情報を発信するため、以下の広報活動に取り組みます。</p> <p>(1) 図書館だより「まなぶ〜る」を来館者に配り、久世地区内に自治会文書として回覧しています。また、県内図書館・真庭市内の施設や学校にも行事ポスターと共に配布しています。</p> <p>(2) 真庭市立図書館ホームページで情報発信します。</p> <p>(3) 財団が発行している広報紙「エスプレス」に毎月の行事・先月の利用状況等の情報を提供します。</p> <p>(4) 真庭いきいきテレビを通じて随時、新着図書案内・催し物案内をしていきます。</p> <p>(5) 山陽・読売・津山朝日・真庭タイムスといった新聞各社に取材を依頼していきます。</p>
その他	<p>(経費の節減の方策等、その他必要な事項があれば記載してください。)</p> <p>1. 経費の節減</p> <p>コピー用紙の裏面使用など、資源の無駄をなくす努力をしています。また、利用者にひざかけの貸出を実施し防寒対策をとっています。</p> <p>2. 効果的なサービスの提供</p> <p>職員は必要な知識・技術を高めるため研鑽し、図書館サービスの向上を目指します。</p> <p>3. 社会貢献活動、地域貢献活動への取組みについて</p> <p>真庭市内の小学校をはじめ各種団体の施設の見学等を受け入れ、小中学校の職場体験学習に協力します。また、館内巡回を通し、利用マナーの徹底につとめます。</p>

2 事業計画(平成26年度)

区分	内容	
(1) 図書館業務	<p>次の項目について記載してください。</p> <p>ア 施設及び設備の維持について</p> <p>(1) 図書館システムの貸借を行う岡山情報処理センターと情報交換を強化し、不慮の事故が起きないように努力します。</p> <p>(2) 図書・DVD等資料の痛みにつきましても職員が修復を施し少しでも長くお客様に提供できるようにします。</p> <p>(3) 痛みの激しい資料や、保存不要な資料については廃棄処分をし、書架の整理に努めます。</p> <p>イ 使用受付及び利用料金の収受について</p> <p>(1) 図書館法により真庭市立図書館主催の事業等は無料で開催します。</p> <p>(2) 職員の丁寧な説明で利用者が安心して利用していただけるよう努めます。</p> <p>ウ 管理運営における安全管理について</p> <p>(1) 避難訓練を年2回行います。</p> <p>(2) 避難訓練の他にAED講習を行い、緊急時に迅速に対応できるように備えます。また、応急処置などの研修も行うなどして安全管理に努めます。</p>	
(2) 自主事業	内容	実施回数
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おはなし会 ぽかぽかえほんぼこ (乳幼児向)</li> <li>・おはなし会 おはなし列車 (幼・小向)</li> <li>・ボランティア (絵本読みきかせ)</li> <li>・ボランティア (蔵書整理)</li> <li>・久世地区内幼小中学校配本</li> <li>・体験! 夏休み図書館ボランティア (蔵書整理)</li> <li>・体験! 夏休み図書館ボランティア (絵本読みきかせ)</li> <li>・名画鑑賞会</li> <li>・本のリサイクル市</li> <li>・青空図書館 (移動図書館)</li> <li>・豆本を作ろう! (小学生以上)</li> <li>・ビブリオバトル</li> <li>・各館・室おすすめ本セット巡回</li> <li>・また! 覆面ブックスあらわる!</li> <li>・きもだめし祭り</li> <li>・子ども夏休み講座</li> <li>・クリスマスカードを作ろう! (小学生以上)</li> <li>・まんが講座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>週1回</li> <li>週1回</li> <li>週2回</li> <li>月1回</li> <li>月1回</li> <li>夏休み5回</li> <li>夏休み5回</li> <li>年4回</li> <li>年2回</li> <li>年2回</li> <li>年1回</li> <li>年1回</li> <li>年1回</li> <li>年1回</li> <li>年1回</li> <li>年1回</li> <li>年1回</li> </ul>

### 3 人員体制表

期間区分	4月1日～3月31日			
常勤配置人員	業務開始時刻	9:00	正職員 3名	1日の平均勤務人員 約2.5名
	業務終了時刻	18:00		